

農福連携×矯正

～犯罪・非行をした者の立ち直り支援～

法務省 九州矯正管区
更生支援企画課

【お問合せ先】

TEL : 092-661-1143 (直通)

FAX : 092-663-1001

MAIL : 1.fukuokakyousei.9jf@i.moj.go.jp



農福連携 ノウフク

農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組



矯正



刑務所や少年院などの矯正施設に収容されている者の改善更生や円滑な社会復帰を目指して処遇を行うこと



- なぜ「農福連携×矯正」なの？ -



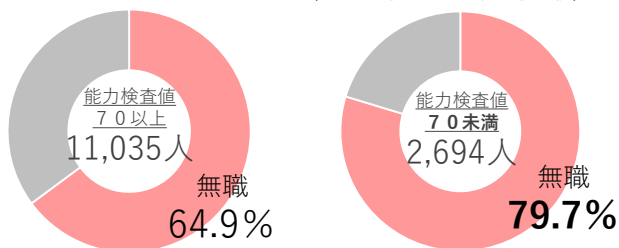
刑務所や少年院などの矯正施設に収容されている人の中には、障がいを持っている人が一定数いて、福祉的な支援が必要な人もいます。さらに、「刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職」※というデータもあり、その中には働きたくても働けない人たちが含まれているんだ。そこで、矯正では、農福連携を推進し、犯罪をした者にも居場所と出番を作り、再犯を防ぎたいと考えているよ。**再犯を防ぐことができれば、新たな被害者を生まない、安全で安心な社会にもつながる**し、農業分野の人出不足の解消も期待できるね。

(※出典：令和6年版犯罪白書)

矯正を取り巻く現状

※能力検査値で分けると、能力検査値70未満の受刑者の方が犯罪時無職だった割合が高い。

(※CAPAS検査による能力検査値)



【新受刑者の能力検査値別犯罪時無職者の割合（令和5年）】（法務省調査）

刑務所や少年院での農業関連の取組

刑務所や少年院では、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させることを目的として、農業や園芸作業などを行っています。

また、一部の少年院の職員は、農福連携技術支援者育成研修を受講し、農園芸の指導の際に農福連携の視点を取り入れています。



農福連携に取り組む団体との連携

農福連携に取り組む事業所では、生きづらさや働きづらさを抱えながら働いている方もおり、**農福連携×矯正**の取組によって、矯正施設退所者を受け入れた事業所もあります。



また、刑務所では、農福連携に取り組む事業所や自治体職員をお招きし、農福連携意見交換会を実施したり、農福連携に取り組む事業所において生産した野菜等の購入を促進したりしています。



我々矯正は、農業の発展と矯正施設退所者の社会復帰、ひいては、安全、安心な社会の実現のため、関係各所の皆様のご理解を得られるように努めてまいります。

出所者等を受け入れた団体等に対する継続的な支援

矯正施設退所者を受け入れていただいた後についても、矯正は団体等への支援を継続いたします。犯罪・非行をした者を受け入れることへの不安や就労開始後の相談等について、「法務少年支援センター※の地域援助」などの制度を活用した息の長い支援を実施し、**農福連携×矯正**の輪を広げていきます。



※少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（「地域援助」）を行っています。少年鑑別所が有する専門的知識やノウハウを活用し、情報提供・助言・研修・講演等を行うなど地域社会や関係機関のニーズに幅広く対応しています。